

ＨＫのあるべき姿、ＮＨＫに対する国民からの信頼のみならず、国益を損ないかねないような残念ながらＮＨＫ会長の一連の発言、ＮＨＫの存在意義そのものを危うくするものであるとの危機感の下、これから質問をさせていただきたく存じますので、どうぞよろしくお願いします。

初井ＮＨＫ会長はあちらこちらでいろいろな発言をされており、その問題点が様々なところから指摘されています。公の場です。就任会見は公の場です。この公の場の所信表明、そして就任会見を中心として、主としてこれから初井会長に対して質問をさせていただきたいと思えます。

昨年十二月二十日のＮＨＫ経営委員会においてＮＨＫ会長が任命されています。その議決に先立ち、初井勝人氏から所信表明を聴取しています。そして、同氏が退室された後、委員からの意見を聴取し、議決を行い、経営委員十二名全員の賛成により初井氏のＮＨＫ会長任命が決定されています。しかし、その議決前の委員の意見表明について、当日の第千二百三回経営委員会議事録を拝見すると、所信表明を受けて複数の委員から懸念が表明されています。

幾つか紹介します。上村代行、「所信表明を伺い、若干言葉遣いなど懸念する部分がないではありませんが、今後憶れていかれるのではないかと思います。」。美馬委員、「特に言葉を大切にす

吉川沙織君 民主党の吉川沙織でございます。私、総務委員会七年目でございまして、これまでにＮＨＫに関しては、福地元会長、松本前会長に質問申し上げてまいりました。今回は初めて経営委員長、監査委員においてをいただくような事態になってしまいました。

私は、今回のＮＨＫ会長の発言を始めとするこれら一連の問題をスキャンダルの捉えて批判するつもりは毛頭ございません。本来の公共放送

公共放送として、誤解されることがないように言葉の選び方には留意していただければと思います。室伏委員、「NHKの会長は、NHKの顔であり、ある意味日本の顔だと思います。そういう点で、一つ心配なのは、ご発言が誤解を招く可能性もあるのではないかとことです。失言があった場合は、経営委員会として苦言を呈することも必要ではないかと思っています。それが私たちの役割だと感じていますので、今後、すばらしい会長になられるよう、お仕事ぶりを拝見させていただきます」と思っています。宮田委員、「資格要件をきちんと満たしておられることは確かだと思いますので、ちょっと一言が誤解を招き、それを解消するためにばく大な時間がかかることがあるように、「人」が「人」をどう感じるのかということも踏まえ、発言には留意していただきたいと思えます。」石原委員、「明るく親しみやすい人柄の方だと思います。発言の件についてご意見が出ていますが、私もそのとおりだと思います。ただ、彼自身長い間大きな組織で仕事されてきたことや、副社長や社長の経験からも、発言の重みについては十分理解されていると思います。」

これらの意見が一人ではなく複数の経営委員からなされています。次期NHK会長の発言に対してこれだけの懸念が出されるということはかつてあったのかどうか、経営委員長、御存じの範囲で

結構ですので、お教えいただけますでしょうか。

参考人（浜田健一郎君） なかったかと思えます。

吉川沙織君 私も調べられる限り調べたんですが、ありませんでした。

昨年十二月二十日の経営委員会の議題とされているのは会長任命の議決だけと二応なっています。所要時間は午前九時から午前十時四十五分までの一時間四十五分。プリントアウトしてみましたら、A4で五枚程度に収まりました。

これは、議事録というからには発言は全部そのまま載せているということ、この理解でよろしいでしょうか、経営委員長。

参考人（浜田健一郎君） 会長選任については人事案件ということでもありますので、概要ということで記載をさせていただきます。

吉川沙織君 今概要という御答弁ございました。では、まあそのときは候補者ですけれども、今の初井会長の発言についても概要ということであれば全部そのまま掲載をされていない、こういう理解でよろしいですか。

参考人（浜田健一郎君） はい、そのとおりでございます。

吉川沙織君 私も、千二百三回の議事録による初井氏の所信表明、数えてみました。文字数で追ってみると大体約五百五十字です。この程度の発

言で初井さんの当時の何が分かるのかという私は感想を持ちました。逆に、でも、これがもし所信表明の全文であるとすれば、複数の委員からこれだけの懸念が残念ながら出されてしまっている。よほど複数の経営委員に対して悪い印象を与えてしまったのではないかと思いますが、この議事録、初井氏の所信表明に関してはこれ全文だと思います。これ文面からは読み取ることはできません。

経営委員長、私の感想についてどう思われますか。

参考人（浜田健一郎君） 先ほど申し上げましたように、議事概要ということで、発言の趣旨は十分伝わるように私どもとしてはまとめたつもりでございます。

吉川沙織君 実は、この経営委員会、九時から十時四十五分となっておりますが、この中に第十一回の指名部会も開催されているという。両方突き合わせてみると、経営委員会は九時から十時四十五分です。第十一回の指名部会は同じ時間帯、九時から十時二十五分開催となっております。その中には、質疑のやり取りという概要は載っているんですが、そのときに発せられた初井氏の発言というのが載っていません。ですから、複数の経営委員から懸念が出された原因というのはもしかしたら指名部会の方にあるのではないかと思います。

いかがでしょうか。

参考人(浜田健一郎君) 失礼しました、指名部会ですね。指名部会の中身については概要というところで、経営委員会の中身につきましてもは議事録は全て公表しております。

吉川沙織君 今回は半年前から設置して、指名部会、前松本会長を選ばれるときはたしか指名委員会だったと思いますが、前回は経営委員会とは別個の時間帯に指名委員会が開催されていまして、これは全て議事録拝見しましたが、別個の時間帯でした。でも、今回は指名部会の時間帯が経営委員会の中含まれていきます。

人事案件ということとは重々承知しておりますが、放送法第四十一条、「議事録の公表」として、「委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成しこれを公表しなければならない。」。もちろん人事案件であるということは重々承知しておりますが、前回までは経営委員会と別個立てて指名委員会を開いていた。今回は経営委員会の議事の中の一つとして指名部会が開催をされていた。

これだけ懸念が持たれてしまった以上、もっと公表すべきではないかと思えますが、経営委員長の個人的見解で結構です、いかがでしょうか。

参考人(浜田健一郎君) 私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、指名部会の

中身については各委員の発言、自由な発言を保障するという観点で概要、しかも非常に微妙な人事案件でもございますので、概要にとどめさせていただきます。一方、経営委員会につきましては全ての議事録を公表すると。それで、議事の運営も、この時間からこの時間は指名部会、この時間からは経営委員会というふうに分けて運営をしているところがございます。

吉川沙織君 前回までは確かに経営委員会と別個の時間帯に指名委員会が開かれていましたのでその論は成り立つと思うんですが、今回は経営委員会の開催時間の中に含まれていきますし、今回、経営委員会の議事録として、十二月二十日の第千二百三回の分の経営委員会の議事録は確かに全文公表されています。ただ、私、最初これだけを見てみたら、たった五百五十文字の初井氏の所信表明に対してこれだけの懸念が何で出るんだろう。それで、指名部会、一月十七日にこれもやっと概要が公表されておりますが、これを見て、ああ、ここでもしかしたらとんでも発言があったのかなと、そういうふうになりました。ですから、そこで多分いろんな発言があったんだと思えますが、それについてはこれからの質問で議論を深めさせていただければと思います。

ここから、公共放送の在り方について会長に伺いたいと思います。

初井会長は、NHK会長の任命を受けるべく、この経営委員会、十二月二十日、第千二百三回の経営委員会で所信表明をされていきますが、それを聞いた経営委員からの意見として、今ほど引用しましたとおり、言葉遣いに気を付けることを注意点としてただされております。ただし、いろいろ拝見しておりますと、これ、言葉遣いだけではなく、話の内容においても誤解や理解不足が前提となっている発言も多いのではないかと思います。

そこで、私の疑問を解消する意味でも、初井会長が経営委員会での所信表明、就任記者会見、国会答弁等で述べておられる話の内容で、その発言の趣旨、一生懸命理解しようとしたんですけども理解が及ばなかった部分について、幾つかお伺いさせていただきたいと思えます。言葉が命のNHKの会長が説明される以上、国民の皆様、視聴者の皆様に分かりやすく間違いのないよう御答弁いただければと思います。

初井会長は、所信表明の中でも就任会見の中でもよく放送法の趣旨のつとてという、こういう御発言、放送法に触れられておりますが、十二月二十日就任決定以降これまで放送法をどの程度お触れになられたというか、勉強をされましたでしょうか。

参考人(初井勝人君) どの程度と言われても全部とか、そういうことをおっしゃっているんで

すか。

吉川沙織君 例えば、十二月二十日に就任が内定されました、任命の議決がなされました。で、就任の記者会見は一月二十五日に行われました。その間、例えばNHKの職員の方、役員の方からレクチャーを集中的に受ける、それから、一連の発言を受けてやっぱりもう一回見直そうというふうな、こういう勉強をされた、そういう意味で結構でございます。

参考人(初井勝人君) 放送法は、放送の役割やNHKの設立の目的、業務内容などが示されておりますので、NHK存立のよりどころとなるものと認識しております。本当に私のNHKの経営の一つのバックボーンとして放送法を考えております。我々は、やはり放送法全体を守っていくのが当然の責任だと思っております。

また、公共放送につきましても、放送法に示されているとおり、憲法で保障された表現の自由の下、正確で公平公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義の発展と文化の向上に寄与する役割を担うものだと思っております。吉川沙織君 今、多分、次の質問の御答弁いただいてしまったかと思つんですが、どの程度お触れになられたかということについては、まあ一つのバックボーンということは分かりましたので、それを前提に質問を重ねます。

初井会長の発言をそれぞれの議事録で拝見いたしますと、まず、先ほども引用いたしました昨年十二月二十日の第十一回指名部会では、主な見解として、「放送法第一条に常に回歸していきたいと考えている。放送法第一条は、バランスの取れた公共放送であることを求めているものであり、そのことを全職員に徹底することで組織としてまとまっていけるのではないか。」とありますが、そう考えていらつしやいますか。

参考人(初井勝人君) そのときは一条だけを申しておりますが、放送法に回歸して、みんなそれを意識しながらやっていくということは間違ございません。

吉川沙織君 さらに、本年に入り、一月二十五日の就任記者会見では、NHKのコンプライアンス上の問題に対する認識を問われ、例えば放送法一つ取りましても、みんな放送法というのはよく知っているわけです、それにどうということが書いてあるかもよく知っています、したがって、もう一度放送法というのを身近に具体的に考えてみましょうと、それによって本当に我々がやっていることは今までそれに準拠していたのかどうかということが分かるのではないかとお述べになつていますが、間違いないでしょうか。

参考人(初井勝人君) 間違ございません。吉川沙織君 これ、先ほど答弁いただいでしま

つたんですが、改めて伺います。

初井会長の話には、よく公共放送、放送法という言葉が頻繁に出されます。初井会長は公共放送というのはどういふものだとお考えでしょうか。先ほど少し答弁触れられましたけど、改めて伺います。

参考人(初井勝人君) 公共放送というものはNHKの場合には、受信料をいただいで、視聴者の皆様並びに国民のものであるというふうに理解いたしております。これは国営放送とも違いますし、民間とも多少違つかなという気がいたしております。

吉川沙織君 今、国営放送とも民間とも違つという、こういう御答弁いただきました。では、聞き方を変えたいと思います、今の答弁を受けて、民間放送と公共放送はどこがどのように違つのでしょうか。

参考人(初井勝人君) 民間放送の場合は、コマーシャルを財源として経営がなされていると理解しております。広告収入が主たる収入だと思つております。我々は受信料で成り立っております。

吉川沙織君 少し見解の相違がございますが、それは後でまた伺えればと思つております。では、放送法とはどのような性格を持つ、こういう法律だとお考えでしょうか。

参考人(初井勝人君) 放送法が何だと聞かれ

るとは思いませんが、放送法は、放送の役割やNHK設立の目的、業務内容などが記されているもので、NHK存立のよりどころとなっているものと認識しております。先ほど答えたとおりでございます。

吉川沙織君 放送法とは、「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的」とし、第一条はそのための原則を掲げているものです。したがって、第一条とは、公共財とも言える放送、つまり民間放送も公共放送も含めた放送全体に係る全体の規定、目的規定です。

ですから、あえて公共放送とはということになれば、第一条に加えて第十五条のNHKに関する目的規定が重要であると思います。実際、NHKのウェブページ拝見しますと、放送法と公共放送についてということで、大原則で一条と第十五条大きく掲げられています。初井会長は、不偏不党公平中立ということをよく使われますが、これは放送事業者全体に、これ第一条ですから、放送事業者全体に係る規定であって、NHKだけに求められている原則ではございません。

もし、公平公正あるいは不偏不党の観点から、NHKをポルトとナットで締め直すというのであれば、民間放送全体について締め直す必要があることになりませんが、初井会長の見解を伺いたいと

思います。

参考人(初井勝人君) 民間放送について私が言及する立場にはないと思います。

吉川沙織君 聞き方を変えます。

初井会長は、昨年十二月二十日、第一千二百三回経営委員会の所信表明で、「子供の頃からNHKの放送は正しいという認識を持ちながら育ってきたこともあり、視聴者から信頼されるNHKになることが大切だと思います。」と述べておられます。

これを素直に解釈いたしますと、NHKの報道は正しいと思つて育ったが、最近はどうも疑わしく、正しい報道をすることによって視聴者から信頼されるNHKになることが大切と思つていると、私は文面から読んでそう解釈してしまいましたが、そういうことなんでしょうか。

参考人(初井勝人君) 子供の頃からNHKを聞いて、僕のとときはラジオですから、聞いてまいつてNHKを信じてまいりましたし、今でもNHKはそうあると信じています。

さはさりながら、私は、もう一度その辺を、真実を放送するNHKということと、みんなの体制をそついつつに持つていくことと、今がそつてないとかあるとかいつ話ではなくて、私はそついつつに考えております。

何しろ、一月二十五日に着任しまして、その日

にちょっと失言をしまして、それで今日に至っているわけで、申し訳ございませんが……。

吉川沙織君 質問の内容は厳しく、言葉は優しくと思つたんですが、今、ちょっとした失言ということではないと思います。

なぜちょっとではないかということ、二月十三日の記者会見の応答の時点で、視聴者からの意見、もちろんこれ批判だけではありませんが、約一万六千件も来ています。平成十六年七月のNHKの職員の不正事件に関して、二千七百件しか意見は上がつていません。今回一万六千件のうち約六割が批判の内容なんです。

国際的な観点からも、NHKが公共放送たるものか、今疑念の目を向けられています。その端を発したのは、もちろん十二月二十日の所信表明の内容あるかもしれませんが、でも、その大きなきっかけをつくつたのは一月二十五日の就任記者会見の内容であるということは、いろいろ思ひはもしかしたらおありかもしれませんが、全文を読んだら、確かに私も、ああ、すばらしい会長なんだと思つようなところもたくさんございました。でも、ちょっとした失言というのではないと思いますが、いかがですか。

参考人(初井勝人君) ちょっとした失言とは思つておりません。私の失言でと申し上げましたが、それがいろんな問題を起していることにつ

いては、私は本当におわびをいたしております。それから、さっきのアンケートについては、これは、数字は数字として私も厳肅に受け止めております。

吉川沙織君 私は、福地会長が就任された直後のNHKの予算審議に立っています。そのときに訪問集金の廃止が一つの大きな次の計画になっていました。

今回、一万六千件の意見のうち、批判的な内容は約六割だと存じています。でも、それが受信料のやり取りを見ても、訪問集金を廃止してしまっている以上、口座引き落としが止まったとしても、それが何が原因だったか分からない、こういう回答になっています。でも、今すぐに数字として表れなくとも、視聴者の信頼を損ねているという側面は、たとえどんな見方に立とうとも変わらないと思います。

ですから、ちょっとした失言というのはやっぱりないと思いますが、重ねて伺います。いかがですか。

参考人(初井勝人君) 私が発言した以上、これがどこでどういついふうな結果になるかは分かりませんが、私としてはそういうことがないように最大限の努力をするつもりであります。

吉川沙織君 答弁として足りないところは分か

りますが、これから問題点を深掘りすることによって更にその問題点明らかにしていければと思います。

今ほど真実の報道ということに触れました。でも、十二月二十日は正しい報道の旨発言をされています。放送法第一条、常に回歸すると会長もおっしゃっていますが、放送法第一条の規定からすると、真実の報道という、そのときも使われるべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

参考人(初井勝人君) どういうふうに表現されているかは別として、やはり報道は真実を伝えるべきではないかと。まずは事実を報道するということが非常に大事だと私は思っております。

吉川沙織君 ただ、れっきとした第千二百三回の経営委員会の議事録、所信表明のところには、まるでNHKがこれまで正しくなかったかのような発言をされていますし、実際これ公式な記録として残っています。ここには、「視聴者から信頼されるNHKになる」、「なるじやなく、なっているじやなく」、「なることが大切だと思います。」という、こういう御認識を披瀝されています。ということは、やっぱりNHK、今まで正しくないところがあったのかもしれないという、こういう意識が根底にあったからこそ、この五百五十五文字、たった五百五十五文字の中にこういう表現が含まれ

てしまっているのだと思います。

参考までに申し上げますと、昨年十月二十二日の第千九十九回経営委員会資料において、NHKが全国の十六歳以上の男女個人三千六百名を対象に昨年七月実施した世論調査結果が示されています。経営委員長も監査委員も経営委員のメンバーでいらっしゃいますから御覧になっていることと思いますが、これによりまして、八割近くの視聴者がNHKの放送全般について公平公正であると答えています。もちろん、残る二割の方はそうではないという回答をされていると思いますので、これの乖離を埋めていくことは大事だと思いますが、東日本大震災のときの野村総研のアンケートでも、これ松本前会長のために申し上げましたけれども、NHKの報道を一番信頼している、こういう結果が出ています。ですから、そうでない視聴者の方に対しては、これを埋めていくのが大事ですが、NHK会長としての認識として、十二月二十日、正しくないかのような報道をしているような発言は、私はどうかと思います。

それでは、NHK会長の資格要件の在り方について伺います。

経営委員会では、NHK会長の議決に先立ち、昨年十一月二十六日の経営委員会において、会長の資格要件六項目、これが了承されています。この六項目について経営委員長にお示し願いたいと

思います。

参考人（浜田健一郎君） 会長任命に当たって指名部会で定めた次期会長の資格要件は、以下のとおりでございます。

一、NHKの公共放送としての使命を十分に理解している。二、人格高潔であり、広く国民から信頼を得られる。三、政治的に中立である。四、構想力、リーダーシップが豊かである。五、社会環境の変化、新しい時代の要請に対し、的確に対応できる経営的センスを有する。六、業務遂行力があり、説明力がある。

以上でございます。

吉川沙織君 これは十一月二十六日に定められた六項目、前回も項目を定められていましたが、今回は早めに指名部会立ち上げて、十一月二十六日に経営委員長のリーダーシップの下で対外的に公表されたものと承知しております。

ただ、この経営委員会では、十二月二十日、初井会長の所信表明を聞いた上でこの六項目が全て判断できたのか。もちろん、その前段の十二月十三日の第十回指名部会も開かれているということには存じておりますが、経歴等簡単な履歴だけでこの六項目について要件を十分満たしているとは本当に分かるものか。確かに、こういう発言がなかったならばよかったのかもしれませんが、分かるものなのか、私は疑問に感じます。

さきの都知事選挙に立候補されたような方でしたら、例えば元総理ですとか、元大臣ですとか、日本弁護士会の前会長ですとか、マスコミ等への露出も多い方ですから、ある程度判断もしやすかったかもしれませんが、でも、そういう人々を人間にくずと言って一刀両断した経営委員の方もおられるようですけれども、分かりやすい主張のある方だったと思います。

議事録が発言どおりであるならば、逆に、数分の発言だけで言葉遣いに問題がかなりあり、大丈夫かと疑念を持たれてしまっている。言葉こそNHKの命なのではないかと私は強く思います。

この言葉こそ命、この言葉、説明力というのはもちろん六項目目に入っておりますが、言葉、言葉遣い、その人の言葉遣い、発言内容はその人物の本質を表すものではないかと私は思います。十分に人となりが分からないながら、資格要件にその言葉遣いや言葉、表現力というのが入っているから、懸念を表明しながら、同じ経営委員が資格要件は十分に備えているとも発言されています。これはおかしくないかと考えますが、経営委員長、いかがでしょうか。

参考人（浜田健一郎君） 任命に当たりましたは、指名部会においても推薦理由、経歴、実績等を確認し、御本人からも所信を伺いました。その結果、大きな組織を経営した実績があり、NHK

の人材を十分生かした組織の運営ができると判断したこと、海外経験が豊富であり、国際的な業務にも十分対応できると考えられること、以上から、経営委員会が課題としている国際放送の強化や放送と通信の融合について一層強力で推進していただけると考えられたこと、放送法第一条の公平公正、不偏不党の精神に常に立ち、ぶれない姿勢で臨むと何度も発言されたこと、それから組織のガバナンスを重視する姿勢も見せたことなどから総合的に判断し、委員全員が資格要件に合致する方だと判断をいたしました。

吉川沙織君 資格要件に合致した旨、今経営委員長から丁寧に御答弁いただきました。

ただ、いろいろな観点で、発言もその決めた後でしたからそのときではどうしようもなかったのかもしれませんが、ただ、構想力、リーダーシップが豊かである、社会環境の変化、新しい時代の要請に対応できる経営的センスを有する、業務遂行力があり、説明力があるというのも、肩書や、それからその前段の質疑応答や何かでは十分に、全てが分かるかどうかといえば、肩書等では全て分らない面も、これは誰しもに当てはまることですが、多いのではないかと思います。

会社のトップ、もちろん大きな組織で、私もかつて会社員時代一緒に仕事をさせていただいたことありますので、大きな企業、大企業であること

は承知しています。そのトップをされるということで、素晴らしい経験だと思います。

ただ、そのときの企業の実績はどうであったのか、目標は高く掲げたけれども、その目標達成度はどうだったのか、現在の総務大臣、今まだ到着されていませんが、大変詳しい政策評価、事業評価の観点から、その方が推進した事業等の事業評価、政策評価という観点から今回資格要件を満たしているかどうか議論されたのかどうか、初井会長が企業トップとして辣腕を振るつたとされる日本ユニシスでは、初井会長は具体的にどのような経営戦略、売上高を示されて、その結果どのような素晴らしい実績を残されたのか、お教えいただけますでしょうか。

参考人(初井勝人君) 今、ユニシスで私が何をやったかということと言つべきかどうかというのは、私は差し控えるべきだと思っております。

吉川沙織君 済みません、冒頭は聞こえませんが、後半の部分が少しお声小さかったようで聞き取れませんでしたので、お願いします。

参考人(初井勝人君) ユニシスにおいて私が何をやったかということは、この場では差し控えたいと思います。

吉川沙織君 先ほど経営委員長からお示しいただいた、会長の経営委員会で定める資格要件の中に、先ほども申し上げましたが、社会環境の変化、

新しい時代の要請に対応できる経営的センスを有する、そして実際に、経営委員長からは、そのような実績があたりだということとその要件も満たしている、ほかの五項目についても満たしているから全会一致で選んだという、こういう御答弁ございました。ですから、初井会長が社長時代に、就任時から退任時までどのような計画を掲げられ、実績としてどのような素晴らしいものを残したのかということもこれ議論されたのではないかと思いますし、もちろん企業のトップとして、私なんかは足下にも及ばないような素晴らしい、こういう実績をお持ちだと思いますので、答弁いただけませんかでしょうか。

参考人(初井勝人君) 過去の私がやった仕事について、これをやった、あれをやったという気持ちはやはり差し控えさせていただきたいと思っております。

吉川沙織君 差し控えさせていただきたいという御答弁、残念ながら二度ございました。では、私の方から申し上げたいと思います。

日本ユニシス社長に就任された二〇〇五年六月に、五年後に売上高五千億円、営業利益三百億円を目指すということを明らかにされています。さらに、翌年の二〇〇七年三中期の中間決算説明会資料においても、将来ビジョンとして売上高五千億円を掲げられています。しかし、残念ながら、

二〇〇七年度の三千三百七十七億円をピークに、二〇一〇年度、つまり社長退任直前であります二〇一一年三月に、売上高はピークの四分の一減となる二千五百二十九億円、営業利益も二桁台まで落ち込んでいます。二〇〇七年度には、ＩＴ業界で働いていれば誰もが知っている堅調な実績を持つＩＴ関連大手を買収されていますことから、マインス幅は数字以上に大きかったのではないかと思います。

昨年十二月十三日の第十回の指名部会議事録によると、推薦理由の一つに、「ＩＴに関する見識も深く、日本ユニシスの社長に就任して以降、三千億円以上の年間総売上を達成するなどの実績を持つ。」とありますが、例えば就任前と就任後の実績、確かにその間、リーマン・ショックや何かいろいろありました、でもそれを差し引いても高く掲げた目標、途中で方針を変えられています、実績としてどうだったのか、こういった議論はなかったのかどうか、私は非常に気になります。社会環境の変化、新しい時代の要請に対する確に対応できる経営的センスを有する、この資格十分に満たしておられると考えますが、経営委員長に御見解を伺います。

参考人(浜田健一郎君) 会長は、業務執行に当たっては、放送法を遵守し、不偏不党、公平公正の立場を貫くと表明されています。経営委員会

としましては、これを踏まえ、会長として業務に当たっていただくべきものと判断をいたしました。いずれにしましても、経営委員会としても、今後も監督の職務を果たしてまいりたいと思っております。

吉川沙織君 申し訳ありません、資格を満たしているかという、今後職務を果たしていくということはもう会長の任に就かれた以上全力でやっていただくのはもちろんのことですが、続けられるのであればですが、ただ、この資格要件を満たしていますかどうか、そうお考えになったのかどうか、そしてまたそのような議論がしつかりなされたのかどうか、これについて伺っていますので、お願いいたします。

参考人（浜田健一郎君） 繰り返しになりますけれども、会長は、業務執行に当たっては、放送法を遵守し、不偏不党、公平公正の立場を貫くと表明されておりませぬ。

経営委員会の中では、いわゆる会長、過去の業績についての評価は、詳細にはできなかったところはあるかもしれませんが、総合的に見れば立派な業績を残しているんじゃないかと、そういう判断をいたしました。

吉川沙織君 私自身もこんなことは申し上げたくなかったんです。ただ、れっきとした公的な会議録、第十回の指名部会の議事録の中の推薦理由

の一つに、「ITに関する見識も深く、日本ユニシスの社長に就任して以降、三千億円以上の年間総売上を達成するなどの実績を持つ。」。確かにすばらしいことです。IT業界において年間売上額三千億円というのは一種のメルクマールですので、それを達成する、まあ残念ながら最後はいろんな要因もありだったんでしょうが下がってしまいました。大事なことだと思えますし、実際その企業のトップとして辣腕を振るわれたということは事実でしょうから、大事なことだったと思えます。ただ、これがれっきとした推薦理由の一つに挙がっている以上、しつかりとした検証がなされたのか、先ほど申し上げましたとおり、事業評価や政策評価の観点から本当にこの議論がなされたのかどうか、私は疑問を感じざるを得ませぬ。

経営委員長にこれ以上伺うのもなんですので、次の質問に移りたいと思います。今までも申し上げてきました、これまでのNHKに関する議論の中で、公共機関とはいえ民間的な経営センスなども取り入れるべきだという議論から考えると、組織のトップを選ぶ手続はやっぱり今申し上げたとおり様々な疑問点が浮かんでこざるを得ないような状況になっています。ですから、もっと十分な手続を経て国民からも分かる形での選定プロセスで選ぶべきではないかと思えます。

これまでに、NHKの不祥事を起因として、公共機関ではあるもののNHKは民間的経営センスを入れるべきである、政治主導の会長あるいは経営委員長の選定ではなく、経営委員の一人もおっしゃるように、NHK会長はNHKの顔であり、ある意味日本の顔であるとするれば、NHKの目的規定の放送法第十五条にあるように、「協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組」を作っていると国民が実感できるような、そういう人物をNHK幹部なり経営委員に選ぶべきでないかと私は思います。

資格要件、先ほど来何度も申し上げていますが、社会環境の変化、新しい時代の要請に対応できる経営的センスを有するとあります。これにはもちろん国際性等も含まれるかもしれませんが、初井会長も商社時代、海外経験が豊富であると、こういうふうにご伺っています。英語ができる、若しくは国際経験があることは良いことだと思います。ただ、昔の議事録を一生懸命めくってみますと、国会での答弁で議員の質問に日本語で答弁すべきところを英語で答えてしまつて、NHK会長として資質に欠けるといふことになり、九か月で辞任された会長も過去にはいらっしゃいます。

昭和六十三年十二月十四日の衆議院通信委員会でのNHK決算の審議の際ですが、片仮名表記の

議事録を私めつたに、もちろん単語や何かではあるんですけども、ひたすら片仮名で表記が残っている議事録がございます。このときの質疑者は自民党の議員ですが、質問の最後に、NHKの会長に対し、異例ですがと前置きをされた上で英語で忠告されています。そのまま英語で引用すると私が疑念今度持たれてしまいますので、意識をさせていただきます。私はあなたに忠告しますが、日本ではそんなに英語を使わない方がいいですよ、あなたは日本のNHK会長なんですから、よろしいですかとおっしゃっているようです。偶然にも初井会長の会社の先輩でいらっしゃるようです。

NHK会長は、もちろん日本の顔として英語ができる方がよいと思います。初井会長も、実際、最初英語で海外に向けて発信をされたということを知っています。ただ、私自身も、昭和六十三年に自民党の議員が英語で忠告されたように、日本のNHKであるから、一番大事なことは、日本のことを深く理解した上で、日本語でもいいから正確な言葉遣いと表現力で日本あるいは日本人のことを理解させる力を備えていることこそが必要なのではないかと思えます。そのような能力に欠ける人は、資格要件の一つ、業務遂行力があり、説明力があるの、説明力があるには該当しないのではないかと思えますが、経営委員長の御所見伺います。

参考人（浜田健一郎君） 私どもとしては、総合的に判断をして選任をしたつもりでございます。吉川沙織君 総合的に判断をしてということは先ほども伺っています。

では、少し聞き方を変えます。このように、例えば言葉に対する理解力、表現力は、NHK会長として、先ほど来申し上げておりますとおり、また十二月二十日の経営委員会の議事録に残されている経営委員からの指摘のように、NHKの会長は日本の顔でもあります。ですが、言葉に対する説明力や表現力というのは資格要件には今回入っていません。説明力があるというのは入っていますが、表現力というのは入っていません。

今回のNHK会長の任命経過から見ただけでも、NHK会長の選定や任命に当たって改善すべき点等はないかと思えますし、あると思えますが、経営委員長の御所見を伺います。

参考人（浜田健一郎君） 経営委員会といたしましては、NHKの会長任命という職責の重さを深く受け止め、昨年七月に指名部会を設置し、十分な時間を掛けて、業績評価、業務の現況の確認や資格要件の検討を行いました。また、様々な論議を踏まえて、定めた内規に従って、自律的に粛々と行っていました。

会長任命に当たっては、常にそのときの状況に合わせて任命プロセスを検討するのが適切だと考

えております。次の会長選出に向けては、委員会での総括を踏まえて議論すべき課題の一つであるというふうに認識をしております。

吉川沙織君 課題認識をしていただいて、また議論がされる予定であるというふうに私は今受け止めました。

ただ、今回の件に関して、会長に就任された後において、また就任の所信表明の、議決に先立つた表明において複数の経営委員が指摘されたように、問題となる発言をされるかもしれない。一人ならまだ分かります。複数の方々からそういう懸念が既に示されていたことは、問題となる発言がもしかしたらあるかもしれないということには十分予見されていたということになります。

議事録によりますと、初井さんが退室された後、委員からの意見の表明がございました。このように、先ほど最初の答弁でこんなに複数の方から懸念の意見が出されたということは御記憶にないという、こういう御答弁いただきました。ですから、こういう異例の懸念が複数の方から表明されたにもかかわらず、その後そのまま議決に入って、全員賛成、全会一致で賛成というのも私には、済みません、よく理解できませんでした。

このような経営委員からの意見を経営委員長はどのように受け止められたのか、また、経営委員長は会長に対して、退室後これだけの多くの意見

が出たんですよということをお伝えになられたのかどうか、伺いたいと思います。

参考人（浜田健一郎君） 御指摘のような意見は、複数の意見から先ほど申し上げましたようにありました。ただ、経歴や所信などを総合的に判断して、私どもとしてはその点を含めまして会長にふさわしいということで、委員全員で判断をいたしました。

それから、会長には出た意見の概要についてはお伝えをいたしました。

吉川沙織君 会長に対して委員長からこういう懸念が出たということをお伝えいただいた、こういう御答弁をいただきました。
では、初井会長に伺います。

この議事録、初井会長が所信表明をされた後、複数の経営委員の方から疑念、疑問の意見、それから懸念の意見が出されています。もちろん、経営委員会がこういう意見を述べている、経営委員として議事録が出されている以上、放送法第四十一条に基づいて議事録が出されている以上、御覧になって御存じだったはずだと思いますが、このような複数の経営委員から出された懸念をどのように受け止めておられましたでしょうか。

参考人（初井勝人君） 今まで何度も委員から御指摘いただいておりますが、言葉の重みというものについて十分認識して、今後は本当にNHK

の会長らしい発言をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

吉川沙織君 NHKの会長らしい発言を心掛けたいという言葉ございましたので、では別の観点から伺います。

私は、冒頭申し上げましたとおり、ずっと総務委員会で、これまで松本前会長、福地元会長と予算審議等を通じてやり取りをさせていただきました。そのときは、このような内容ではなく、訪問集金の廃止、震災の対応、それからネットとの同時配信をどうするか、そういう課題についてやり取りをさせていただきましたが、今回は、一連の発言によって、公共放送NHKの存立基盤が揺るがされかねないような、そして視聴者からの信頼を損ないかねないような事態がありますので、このような質疑をさせていただいております。

初井会長は所信表明において、「公共放送の大原則として放送法第一条は非常に重要だと思っております。」、あるいは「日本放送協会における理念は放送法第一条であるべきではないかと思っております。」「とお述べになっています。これを踏まえて、経営委員の多くは、先ほど委員長の答弁の中にもありましたが、それは結構なことだと評価をされて賛成をされているようです。先ほども申し上げましたとおり、資格要件や選考期間、それか

ら前会長が退任を表明されてから限られた時間で選ばざるを得なかったというようなこともありませんが、経営委員長を始め経営委員の方々も、もつとしっかりと、こうなっていないければこういうことを申し上げることもなかったんでしようが、しっかりと判断すべきだったのではないかと思います。

初井会長は、先ほど少しやり取り成り立ちませんでした。公的な要職をお受けになる以上、放送法は十分お読みになっていると思うんです。もちろん、隅から隅までと言いつもりは毛頭ございません。第一条の放送事業者全体に係る目的、それからNHKのみに課されている第十五条、NHKの公共放送とは何たるかを書いている第十五条、この大原則は踏まえておられると思います。

直近の松本前会長や福地元会長は、あえて放送法第一条ですとか放送法第十五条ですとか放送法の条文をわざわざ持ち出さずとも、公共放送の何たるかを経営委員会での就任挨拶においてしっかりと触れられています。

最近のNHK会長の経営委員会での就任挨拶を拝見すると、松本前会長は、第千百三十五回経営委員会において、「公共性」という意味合いではNHKも鉄道事業も基本的な価値観は同じようなところがあるのではないかと思います。鉄道で言えばお客様、放送で言えば視聴者の皆さまに対してサービスを提供し、その質をいかに高めてい

くかという点では、相通するところが多いのではないかと思います。「福地前会長の下で、NHKで仕事をするうえで私たちの価値観として、

「NHKは、皆さまに信頼され親しまれる公共放送として、豊かで安心できる社会の実現と文化の創造に貢献します」という理念を改めて確認したと聞いています。コンプライアンスの徹底は、組織を構成する一人一人が、このような価値観をいかに認識して、それを具体的な行動に移し、実行するかということが重要です。これを繰り返しやらなければ組織は劣化すると考えます。組織の土台となる事柄は繰り返し粘り強くやっていくことが、すべての出発点だと思います。」というように、公共性あるいは公共放送の性格を十分理解され、わざわざ放送法の第十何条だとか第一条とか持ち出さずとも、NHKのあるべき姿を語っておられます。

退任の挨拶に当たっても、「私は一日一日きちんと取り組むことを念頭に約三年を重ねてきましたが、任期終了までの残りの期間もきちんと職責を果たしていきたいと思えます。」と挨拶なさっています。

松本前会長の、この経営委員会での就任挨拶、そして退任の挨拶について、初井会長、どう受け止められるでしょうか。

参考人(初井勝人君) 大変すばらしい所信表

明だと思えます。私も、今おっしゃったことには何の異存もございません。

吉川沙織君 もうあえて更に問うことはいたしません。

ちなみに、公共性とは、閉鎖性と同質性を求めない共同性、排除と同化に抗する連帯である、こついつ定義付けをする人がいらつしやるようすが、公共性とはそついつ趣旨であると私は考えます。最近目立つ公共性という考え方には、異なる声には余り配慮せず、均一性、統一性、効率性を優先される傾向にあるのではないかと思います。そついつ意味からも、NHKが社会の多様な意見問題を公正中立に報道する、こついつことは今申し上げたとおり、これまで以上に求められることではないかと思えます。

初井会長が考える公共性というのはどのようなものになるでしょうか。

参考人(初井勝人君) まず、先ほどもちょっと申しましたけれども、公共放送というのは、やはり商業放送でもなければ国営放送でもない、やつぱり、あまねく視聴者ないしは国民から視聴料をいただいで、受信料をいただいで運営されていると、そついつ意味におきまして、やはり、放送法に書いてありますように、今委員がおっしゃつたような、公正公平、不偏不党、表現の自由、これが大原則でありまして、これを踏まえてやって

いきたいというふうに思っております。

吉川沙織君 では、公共機関と、今まで初井会長が辣腕を振るわれたとされる民間機関はどのように違うのか。公共機関の中でも、他の公共機関とNHKはどう違うと考えるのか。初井会長、いかがお考えですか、公共機関と民間機関。特に、他の公共機関とNHKはどういう意味で異なるか、お考えをお聞かせください。

参考人(初井勝人君) 公共放送というのは、放送法に示されているとおり、憲法で保障された表現の自由の下に、正確で公平公正な情報や、豊かで良質な番組を幅広く提供して、健全な民主主義の発展と文化の向上に寄与する役割を担うものだと思っております。

吉川沙織君 今度は、福地元会長の言葉を引用したいと思えます。

NHKの一連の不祥事の後に就任されたのが福地元会長です。会長を厳しい状況の中で引き受けられた福地元会長は、第六十一回経営委員会における就任挨拶で、「不祥事を起こしたのは一握りの職員ですが、他の職員全員が伏し目がちになっています。みんなで誇りを取り戻そう、目線を上げて元気を出してがんばろう、日本の公共放送を背負っているんだということを職員に話しております。私も、自分の人生で最後、そして最大の仕事として取り組んでいくので、みんなで一緒に

取り組もうと職員に呼びかけております。」と述べられております。現場の方々とともに公共放送のために一丸となって取り組んでいこうとされる意欲がこの文面からも強く伝わってきます。

福地元会長は、現場をくまなく歩き、現場の方々の意見を聞きながらNHKの経営に当たっておられたと伺っています。NHKではありませんが、日本郵政公社時代最後の総裁であった生田総裁も、全国くまなく歩き、郵政事業のいかなるかを自分の目で確かめておられたと、そういうふうに述べておられます。お二方とも、国際感覚は十分な上で、現場主義、これを貫かれ、職員の支持これを得ながら会社をまとめ上げられた、こういう方です。

初井会長は、十二月二十日のNHK会長就任内定後、これまでNHKの現場をどの程度歩かれましたか。

参考人(初井勝人君) 私も、前職の仕事がありました。よって、こつちに到着するまでは現場には行けておりません。着任後、こついうことでまだ行けておりませんが、両先輩、松本前会長、福地元会長、いずれも立派なことをおっしゃっていますし、私もそれには異存はございませんし、私も多少はそついうことを就任のときに申し上げているんですが、その辺をちょっと一回見ていただければうれしいと思います。

いずれにしても、やっぱり職員と一度一緒になって仕事をしなければ、私がどんなに言おうがわめこつが、仕事は付いてきません。私は、やっぱり職員と一緒にあって、より良いNHKのために尽くしたいというふうに思っております。

吉川沙織君 もちろん、就任内定後、新しくNHK会長の職に就かれるまで前職の仕事もあつたかもしれません。ただ、福地元会長とのやり取りの中で、私、非常に残っている福地元会長のこの参議院総務委員会での答弁がございまして。平成二十一年、二〇〇九年三月三十日の当委員会における福地元会長の答弁です。

「実は、私が会長に就任したのは去年の一月二十五日ですが、就任します前に私は溝の口のコールセンターに、私はアサヒビールの相談役です。今度会長になりますということで、就任前に出かけたのが」と続くように、就任前だけでも、NHK会長という公的機関のトップに立つ、日本の顔、NHKの顔ということは日本の顔でもあります。だから、就任前に現場を歩いていった、そしてそこでコールセンターの生の声を聞いて、その後も現場主義を貫かれたということでございます。

では、もちろん、今、国会対応ももちろんあります。ただこれも初井会長の一連の発言に端を発するものですので、これが落ち着いたらで結構

です。そのときまでお続けになっていけばですが、今後どの程度現場を歩かれる予定か、伺いたいと思います。予定がないなら、思いだけでも結構です。

参考人(初井勝人君) 私も営業が長でございます。現場主義でございます。これが一段落しましたら、必ずや現場を回って、私というものを知ってもらいたいし、私もNHKを知りたいと、こついうふうな思っております。

吉川沙織君 今、会長から力強い御答弁をいただきました。営業出身で現場主義、もつ本当に大事なことだと思います。

ただ、残念ながら、こつこつという記事見付けました。初井会長がユニシス社長を退任された後、次の社長が二〇一一年七月十九日に開かれた記者会見においてこつ語っております。全ては現場から始まる、現場目線を持っていることが前社長との違い。こついう、これ、私の皮肉でも何でもありません、事実でございます。ですから、今強い決意を伺いましたので、現場主義大切に、現場主義と同時に視聴者主義というものを貫かれていられることを強く期待したいと思います。

ただ、先ほどの答弁でも、そしてこれまでの就任会見等でも、公共放送、公平性、中立性、放送法第一条、いっばい並べておられます。ただ、御自身の十分な理解の裏打ちがないままこれらを

並べたとしても、なかなか理解は得られないと思います。

一月三十一日の初井会長の「視聴者のみなさまへ」という、こつこつ文章がNHKのウェブページで確認できます。「個人的見解を述べたことは不適当・不適切であったと思います。」となっています。NHK会長が個人的にこつこつお考えを持っているかということはもちろん問題ではありません。ただ、そのような発言を、就任記者会見というのは公的な場です、公的な場で、公的な職務に就かれた方がするということは、公的機関のトップとしてやっぱりちよつとどこかなと疑問の念を感じざるを得ません。

もちろん、現代の情報社会において発言内容が瞬時に世界中を駆け巡ってしまうということは、IT企業のトップであられた、そして日本の顔であるNHK会長としては十分御認識であったと思います。今まで公共機関の要職にある方々が責任を取ってどれだけ多くの方が辞任されたことでしょうか。最近では、不祥事においても公共の立場にある人間としてのけじめや矜持など全く感じられない発言も多過ぎます。高い立場にある方が高い目線から、そんなことどうでもいい、断固拒否していれば責任問題は雲散霧消するだろうといったこつこつ態度が非常に多く散見されます。重い立場にある人であればあるほど、公共の要職を担っ

ているという意識を持って、今回、一連の発言の責任を取るべきではないかと思いますが、会長の見解を伺います。

参考人(初井勝人君) 私、就任会見のとき、本当に不徳の致すところですが、いわゆる公的な立場というものと私的な立場というものがうまく整理をできておりませんでした。本当にこれは偽らざることです。そういうことによつてああいうふうな発言をしてしまつて、誠に申し訳なかったと思つております。

吉川沙織君 最近の国会答弁の中で、頭の中が公的なものに100%なつていなかったというふうな、こつこつ御答弁ございました。でも、松本前会長の場合は、たしか一月二十五日に就任されていますが、前会長の手続にはいろんな問題もあつて、この当委員会でも大変な議論になりました。ですから、決まつたのはたつた十日前です。でも、その間に業務知識をたくさん吸収したというふうな、こつこつ話が記録として残つています。

今回は、十二月の二十日に決定して一月の二十五日に就任されています。ということは、その公的な役割、それから放送法の内容、それから現場でこつこつ課題を抱えているか、先ほど質疑でも出しましたが、二〇二〇年に新放送センターを前倒ししたいというふうな御発言ありましたが、これも大事な経営計画の一つです。こつこつたことも

含めて、事前にレクチャーなんかを受ける、こつこつことはなかったんででしょうか。

参考人(初井勝人君) 正直申し上げて、深くレクチャー、レクチャーは一通りざらつとはしましたけれども、内容まで立ち入つたようなレクチャーをいたただく時間がありませんでした。

吉川沙織君 今までの発言の中、それから国会答弁等においても様々な、これは与野党問わず指摘もなされていますし、昨日の自民党の会議の中でもいろんな発言があつたという報道に触れています。これらNHK会長等の発言と取材への影響という観点から伺います。

初井会長や一部経営委員の発言が大きな波紋を呼んでおり、海外からの批判も多く出されている、これはどのような立場に立つとも厳然たる事実です。多くの海外メディアが強い関心を持つて見えており、同じ公共放送としてNHKが参考としている英国BBCの関係者は、公共放送の使命は公平中立な報道であり、その難しさはBBCでも共通し、私の知る限りBBCにはこのような人物はいない、仮に彼らと同じような歴史認識で問題発言をしたならば、当然罷免もあり得るし、大きな社会問題になるだろうと、こつこつ発言をしています。

また、BBC、タイムでは、一部経営委員の発言だけではなく、会長の発言も報道されています。

その中で、このような一連の発言等は甚大な外交問題を起していると言われて、公共放送と政権の余りにも距離が近いというNHK人事だけではなく、政権の一連の動向が国際社会に対して懸念を抱かせてしまっています。マスメディア、報道の自由を重視するアメリカはもとより、民主主義や言論の自由を第一に考える先進諸国からすると、自分たちと共通する価値観を持たない国の政権であるとして、海外諸国から不信感が高まっていると言えましよう。国民は、日本がそのような国であると海外から見られることは望んでいません。初井会長あるいは一部経営委員の発言により、これまで日本のNHKとして国際的取材現場や政府当局者との間で築いてきたNHKの信頼が悪影響を受け、NHKの番組制作に悪影響があるとするならば、とんでもないことです。

この懸念が裏付けられるような内容が新聞報道やネット上で散見されます。新聞報道では、在日米国外使館の報道担当官は、二月七日、経営委員の街頭演説を指して、責任ある立場の人物は、地域の緊張を更に悪化させる、このような発言を控えることを望むとコメントして、自制を促したとあります。また、ネット上においても、放送予定であったNHKの「クローズアップ現代」、ケネディ駐日米大使がお蔵入りの危機と、こつこつ内部情報が、私も偶然見付けておりましたが、一週

間ほど前から出回っていました。

オバマ大統領は、アメリカ国民にとってもいまだ人気のあるケネディ元大統領の御令嬢であり、日本にも好意的であるとされるキャロライン氏を駐日大使に指名し、日本でも好感を持って受け取られているさなか、米国を批判していると受け取られかねない発言をするNHKトップや経営委員がいるNHKの取材を拒否してしまうというのもあり得る話ではないでしょうか。

それを更に裏付けるかのように、二月十五日の新聞では、経営委員の発言を理由に駐日米国外使館はNHK取材に難色を示したとの記事が報道されています。確かにこの記事では一部経営委員の発言だけしか取り上げていませんが、初井会長も公的な場所である就任記者会見などでは同趣旨、同じ認識と思われるような発言をされています。これも個人的な見解だからといって、日本国内では取り消す、取り消さないの議論も委員会等で多々行われましたが、海外諸国は了解したと、こつこつことにはならないと思います。

二月十三日の記者会見でこんな質問が出ています。報道機関としてのNHKが海外への取材、例えば大使館への取材が今困難になっている、断られてしまったという事例がないかと問われ、会長は、そういう話は聞いておりません。更に問われ、今日は二月十三日だが、二月十三日時点では起き

ていないでしょうかと問われ、ないと思います。つまり、この話、二回聞かれて、そういう話は聞いておりません、ないと思います、二度お答えになっています。

初井会長に、二月十三日と同様、一般的な質問を伺います。報道機関としてのNHKが外国の在日大使館、政府機関あるいは政府高官に取材を申し込み、回答がないままとなっている事例や断られた事例はありませんでしょうか。

参考人(初井勝人君) 誠に申し訳ありませんけれども、取材とか制作の過程に関することについてはお答えしかねます。

吉川沙織君 新聞報道でもそのようなNHK広報局の見解として今と同趣旨の内容が載っておりますので、恐らくそつこつという答弁になると思っております。

ただ、事実として、二月十三日に同じ趣旨の質問がなされて、会長は御自身の立場で、このような事例があるかないかと聞かれ、そつこつという話は聞いておりません、ないと思います、二度もお答えになっています。なかつたらないとお答えいただきたいんですが、お答えできるはずですが、いかがでしょうか。

参考人(初井勝人君) 今申しましたように、やはり取材とか制作の過程に関わるることについては申しかねますので、控えさせていただきます

思います。

吉川沙織君 では、二月十三日の記者会見で、この社の記者が私は存じ上げませんが、そういう取材、海外からの取材、そして若しくはこちらから、NHKからの取材申込みに対して困難になっている事例若しくは断られたのがあるかと聞かれ、もし答えられないのであれば、そのときも取材過程のと、今のような答弁になるはずで、そのときに明確にそういう話は聞いておりません、ないと思いますとお答えになっているんですから、もしそれが真実であるならば、ないと断言できるはずで、いかがでしょうか。

参考人（初井勝人君） 今申しましたように、取材、制作、これについてはコメントを控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉川沙織君 大体、やましいこと、それから何かあるときはコメントを差し控えさせていただきます。ということは一一般の世でもよくあることですが。

では、観点を改めて伺います。「クローズアップ現代」という番組作成においてNHKは「ケネディ駐日大使に対して取材要請をしていたのかどうか、そうした取材要請をしたのかどうか、そこから始まる一連の経過に沿っているいろいろな伺ってきたいと思います。

今まで二つ二つと申し上げてきました。ど

のような立場に立つとも、一月二十五日の就任記者会見をきっかけとして、一連の会長の発言はNHKの信用を著しく失墜させる行為であり、少なからず国民の不信を醸成する行為であるとも考え、こつこつと観点に立てば、経営委員会は罷免すべきでないかという立場に立つこともできるのではないかと思えます。

そこで、経営委員長と監査委員に幾つか伺いたいと思います。

まず、NHK経営委員会の権限として、放送法第二十九条第一項第二号に「役員職務の執行の監督」とあります。また、放送法第五十一条第四項では、「会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならぬ」、法律に明記されています。会長の一連の発言は放送法第五十一条第四項に該当すると考えますが、会長以外の副会長や理事は監査委員に報告したのかどうか。当然これらは監査委員に報告すべき事項だと思いますが、報告の事実はありませんか。上田監査委員、お願いいたします。

参考人（上田良一君） お答えいたします。報告はいたしておりません。

吉川沙織君 報告上がっていないことは非常に残念でございます。

では、別の条文から伺います。放送法第四十四条において、「監査委員会が選定する監査委員はいつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。」とされています。そこで、監査委員会は経営委員会が任命した初井会長の一連の発言の調査、これをしていらつしやるか、いらつしやらないか、監査委員に伺います。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

会長の就任記者会見の発言につきましては、経営委員会は既に会長に対しまして、公共放送であるNHKのトップの立場についての自覚を促すとともに、不偏不党、公平公正の理念を改めて御認識いただき、放送法の趣旨のつとめ職務を遂行していただくことなどを強く要請いたしております。会長からは、反省の言葉とともに、業務執行に当たっては放送法を遵守するとの明言をいただいております。

監査委員会といたしましては、今後の執行部による業務執行を注視してまいりたいというふうに考えております。

吉川沙織君 今伺いましたことは、初井会長の就任会見に端を発する一連の発言について監査委員があるいは経営委員長がアクションを起しておられるかどうかということですが、更にこれを

進めて、NHK会長の発言などが原因となり、ケネディ駐日米国大使に対するNHKのインタビューが拒否されたという事実について、経営委員長あるいは監査委員に対して報告は上がっていないのかどうか。

会長同様、経営委員長の国会での事実に対するこいつの発言は、その職を賭していただかなければなりません。今後のNHKのためにも、正しいと思っているのではなく、真実をお述べいただければと思いますが、先ほどののはあくまで就任会見に対して第五十一条、第四十四条を引きました。が、今回著しい損害を及ぼすおそれがある事象です、これが真実とするならば。

この一連の事象について、まず、経営委員長、報告は上がっていますでしょうか。

参考人（浜田健一郎君） 上がっておりません。吉川沙織君 上田監査委員はいかがでしょうか。上がっていますでしょうか、報告は。

参考人（上田良一君） そのような報道があることはもちろん承知いたしておりますけれども、個別番組の制作過程に関するにつきましましてはコメントを差し控えさせていただきたいというふうに思います。

吉川沙織君 残念ながら、先ほどの就任会見に端を発する発言については法律に基づく監査をやっていないということですが、今回の答弁は個

別番組の取材過程に関わることでですから答弁とコメントは差し控えさせていただきますという内容でした。

では、会長に伺います。

もし、米国大使館から取材拒否を受けたとしても、まず相談するべき、もしこれが真実であるとするならば、相談すべき相手は経営委員長にほかなりません。それがNHKの独立性や中立性を確保するための制度だからです。よもや官邸などの政権関係者などと協議したなどという事実はないと思いますが、会長の御見解を伺います。

参考人（初井勝人君） 今の話は仮定の話だと思いますが、仮定の話には答えるべきではないと思っております。

吉川沙織君 では、これまで取材の過程でいろんなことがあると伺いました。それでは、取材拒否、もちろん、この報道が正しいかどうか、真実の報道であるかどうかということはもちろん議論の余地があると思います。ただ、取材拒否について、この事象があるならば、これをなかつたことにするとか無視するとか、そういったことを発言されたことはございませんね。

参考人（初井勝人君） その質問にはお答えできません。

吉川沙織君 問いを立てておりますので、答弁していただくのが筋だと思います。

もし仮に今申し上げた行動を取られたとすれば一連の発言のみならず、取材現場を無視し、会長にしかない編集権を濫用し、NHKを著しく害したということにほかなりません。

経営委員長においてはこの取材拒否の件について本当に全くどこからも報告を受けておられないのでしょうか、経営委員長に伺います。

参考人（浜田健一郎君） 私も、そのような報道があったということは承知しておりますけれども、報告は受けておりません。

吉川沙織君 監査委員においても、放送法第五十一条第四項に基づき、就任会見の発言のことはありません、今の海外の取材が困難になっているかもしれないという、この件についての報告を本当に受けておられませんでしょうか。

参考人（上田良一君） 先ほどお答えさせていただきましたように、そのような報道があることは承知いたしておりますけれども、個別番組の制作過程に関するについては監査委員としてもコメントを差し控えさせていただきたいと思えます。

吉川沙織君 報道が真実かどうか、これは後に明らかにするのではないかと思います。

初井会長が、もし仮に、取材拒否関連の事実、これをなかつたことにしようですとか、聞いていないということにしようという、もし仮に隠蔽し

ようとしたのであれば、とんでもないことだと思います。

会長は、二月十三日の記者会見での答弁のとおり、そういう話は聞いておりません、御存じなかったんですね。

参考人(初井勝人君) 繰り返しで申し訳ございませんが、その辺の取材、制作、この辺についてはお答えできません。

吉川沙織君 再度伺います。もし取材の過程でお答えできませんというならば、なぜ二月十三日の記者会見で、ないと思います、そういう話は聞いておりません、記者会見の場で答えができて、なぜこの国会の場で答弁できないんですか。

参考人(初井勝人君) 何度も申し上げているとおり、取材と制作についてはお答えできません。吉川沙織君 お答えできないということであれば、聞き方を変えます。

一月十三日は、記者からの問いに対し、そういう話は聞いておりませんと明確にお答えになっています。では、もう一度、そういう話は聞いておりませんとお述べになるだけで結構ですから、いかがですか。

参考人(初井勝人君) 記者会見のことをレフアーされておりませんが、何回も申しておりますとおり、取材と制作については、これは企業秘密でございます、お答えできません。

吉川沙織君 何度も聞きます。

委員長(山本香苗君) 指名してから御発言ください。

吉川沙織君 では、二月十三日との整合性が取れなくなってしまうんです。そのときは、そういう事実はありませんかと一回目聞かれました。そういう話は聞いておりませんと、会長御自身が御自身の口でお答えになっています。二回目、前回の記者会見は二月十三日でしたが、二月十三日時点でどうなのかと問われ、ないと思います、これも御自身で答弁なさっています。何で、国会の場で同じ問いを立てたのに、記者会見でお答えになれることがこの場でお答えにならないんでしょうか。私の疑問を解消してください。

参考人(初井勝人君) 別に隠すつもりはございませんけれども、あの時点では本当に知りませんでした。ただ、その後のことについては、何がどうあっているかは別として、お答えできませんということでございます。

吉川沙織君 二月十三日時点で知らなかった。ということとは、二月十三日より前にこの事実を知っていたということはなかったということではないですか。

参考人(初井勝人君) 記者会見を何度もレフアーされますけれども、そのようにもし委員がお信じになるなら、それはそれで結構かと思えます。

吉川沙織君 信じる信じないの話ではなくて、

二月十三日時点は知らなかったけれども、その後はお答えできませんという、二回前の答弁で会長はそうおっしゃいました。では、二月十三日時点では本当に知らなくて、その前は、そういう話は一切会長の耳にも入ってなかったということなんですか。

参考人(初井勝人君) そういうことでございます。

吉川沙織君 国会におけるNHK会長の答弁は大変重いものがあります。もし事実と反する答弁をした場合、辞任に値することになります。事実、初井会長の会社の大先輩である池田NHK元会長は、先ほど引用しましたが、国会で日本語ではなく英語で答弁したとしてその責めを負って辞任し、その後、副会長から会長に就任された島元会長はNHKのBS衛星の打ち上げ時における所在を聞かれ、平成三年四月二十四日の衆議院通信委員会において事実と異なる答弁をしたとして辞任したというれっきとした事実がございます。

辞任に際して、島元会長は、衆議院通信委員会で間違った答弁をし、公共放送への信頼を失いかねないとの責任を痛感したと、こう述べておられます。また、当時の郵政大臣は、島NHK会長は国会において事実と反する答弁を行うことによりNHKに対する信頼を著しく傷つけた、公共放送

を行うNHK会長の行為として極めて遺憾であったと考えている、島会長が辞意を表明されたことは以上のような一連の問題の責任を取ったの良識ある判断と受け止めている、これを機に今後NHKは役職員が一丸となって国民の信頼の回復に努め公共放送としての責務を十分に果たされることを強く期待する、この発言されています。

私は、当時の郵政大臣が指摘したとおり、公共放送を担うNHK会長の責任は非常に重いものがあると思っています。米国あるいは駐日米国大使館などのNHKに対する対応は、これは取材の有無ではございません、対応は本当に以前と全く変わらないんじゃないでしょうか。本当に取材拒否などないのか。

会長、事実に対する答弁をすれば、偽証罪には証人喚問でないですからなりません、ならずとも公共放送のトップとして、国民に対して辞任はもとより重大な責任を取るべきと考えますが、いかがでしょうか。

参考人(初井勝人君) 本当に公共放送のトップとしての重みを自覚しまして今後はいろいろ慎重に発言をしていきたいと思いますが、取材、制作の過程に関わることについてはお答えを差し控えてさせていただきます。

吉川沙織君 今後は慎重に発言をしたいということをおっしゃいました。であるならば、二月

十三日の記者会見の今何度も引用している一連のやり取りというのも、慎重な発言ではなくてうっかりした発言だったということなんじゃないでしょうか。

参考人(初井勝人君) まあ、うっかりかどうかは知りませんが、制作、取材の過程のことについてはお答えできませんと繰り返し申し上げております。

吉川沙織君 英語での答弁や誤った答弁でさえ辞任をせざるを得ないのが公共放送NHKトップとしての責任なんです。マスコミの代表、日本の顔であるNHK会長であるにもかかわらず、二月十三日の会見でも、就任会見時のことを聞かれ、済んだことだから聞かないで、私見を申し上げたところは取り消したと、いまだに責任の重大さ、先ほどもちよつとした失言という言葉ございました。そういう発言を続けておられます。英語だとか誤ったということではなく、公共機関のトップとして発言を、これは認められないものではないかと思えます。

最後に一つ、私、かつてこのNHK予算のやり取りで引用したこういう文章がございます。これを紹介したいと思います。

平成十八年六月に、当時のNHK会長の諮問機関であったデジタル時代のNHK懇談会報告書、こういうものがございます。「公共放送は視聴者のものであり、視聴者のためにあり、視聴者のみ

に責任を負うという信念である。その信念が貫き通されるなら、たとえどんな困難にぶつかろうとも、そのときは視聴者が公共放送を励まし、支えてくれるだろう。」「こういうページがございます。私はこの当委員会では何年前に引用させていただきました。この報告書が出されたきっかけというのは一連の不祥事です。各界からの有識者を集めて、この有識者の方々によってまとめられた報告書です。

福地元会長もおっしゃったとおり、不祥事で職員全員が伏し目がちであったかもしれません。でも、福地元会長、松本前会長の下、NHKの全役員が東日本大震災の対応を乗り越え、受信料の値下げ、当時与党時代ですが、党内の手続も大変重いものがありました。でも、これを乗り越えられたのが前体制です。人員削減とこれに伴う経費カットを乗り越えながら、ようやく信頼回復の途上に取り組んできたからこそ、今回の決算も堅調となっているんだと思えます。

政府と我々においては、この会長のかかる発言については見解の相違があるかもしれませんが、しかしながら、今回のかかる事案によって公共放送NHKに対し視聴者から懸念を抱かれていますということ、海外から少なからずの疑念の目を向けられていくということは、どんなに詭弁を弄したとしても紛れもない事実です。

会長、今後、こういった視線が向けられているということ、今申し上げたデジタル時代の報告書にあるように、信念が貫き通されるなら、視聴者のみに責任を負うという信念が貫き通されるなら、どんな困難にぶつかるとも視聴者は支えてくれるだろう、こういった記述があります。でも、今回先ほど申し上げましたとおり、先般の衆議院総務委員会で、この報告書のきつかけとなった不祥事に対する視聴者の意見は二千七百件。今回の会長の発言に端を発する一連の騒動では一万六千件、これだけの大きな反響が出ている以上、視聴者は支えてくれないかもしれません。会長の責任として、この一連の発言、そして海外から疑念の目を向けられているということ、先ほどはそういう事実はないとおっしゃいましたが、海外から取材拒否をされている、私はこれ、真実の報道だと信じています。こういったことに関連して責任をおつとりありませんか、再度伺います。

参考人（粕井勝人君） NHKは視聴者の皆様から受信料をいただき、それで成り立っていることは先ほど申しました。したがって、我々としての認識は、NHKは視聴者・国民のものであるというふうな認識を持っておりまして、これはつとでも偽りでもなくて、本当にそう思っております。

それから、海外だとかのいろんな反響について

は、私もそれは承知しておりますし、それはやっぱり重く受け止めております。そして、これを回復するには、我々がやっぱりいい番組を作り、皆さんから正しい評価を受けて、そしていわゆる、やはりNHKだと、さすがにNHKと言われるようなNHKにしたいと思っております。

先ほどから、両先輩であるとか、あるいは委員会とかいろいろな話が出てきておりますが、それについては一々私はコメントする気はありませんが、非常に立派なコメントをされているというふうに思いますし、私も全く同様の考え方はしております。ひとつよろしくNHKを見守っていただきたいというふうに思っております。

吉川沙織君 もし仮に前会長、元会長と同様の思いを持っているならば、かような発言、絶対出なかつたはずで。

少し観点を変えて伺います。
今日の新聞報道に、さきの経営委員会、今月十二日の経営委員会で、発言について取り消しているし、どこが悪いのか、素直に読めば理解できるはずだと、こういう趣旨の発言をしたと報じられています。が、これ事実でしょうか。

参考人（粕井勝人君） 私、経営委員会の議事内容についてはやっぱり経営委員会側がいろいろ取りまとめることになっておりますので、私はこの場合はやっぱり発言を差し控えたいと思います。

吉川沙織君 経営委員長、このような、そのとおりとは申しませんが、前の発言の問題、どこが悪いのかといったような趣旨の発言は会長から経営委員会の場においてあったのでしょうか。

参考人（浜田健一郎君） 経営委員会では、今議事録を作成中でございます。それで、全員の確認ができた時点で議事録は速やかに公表いたします。

吉川沙織君 今あつたかなかつたという問いに関してはお答えいただけませんでした。放送法第四十一条「議事録の公表」でございます。冒頭のやり取りの中で、指名部会の部分に関しては概要だけだつたかもしれないが、経営委員会の内容については全て掲載されている、記載をされているという、こういう御答弁ございました。ですから、いずれ明らかになると思います。

コメントを差し控えさせていただくとおっしゃった会長の答弁は、実に国会の場において不誠実であると言わざるを得ません。私は、先ほど引用したデジタル時代のNHK懇談会の報告書にあるとおり、視聴者のやりきれない声が残念ながら一万六千件という声、もちろんこの中には批判的な意見と肯定的な意見があるということは十分承知しております。でも、視聴者の心が離れている今、また国益を害しかねないような事象が生まれてしまっている今、この現実を真摯に受け止め、会長

が責任を取られることを私、そういうことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。